

# 平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望

平成26年7月17日  
日本商工会議所

## 【基本的な考え方】

わが国の持続的成長に向け、最も重要な課題は、「地域の活性化」である。

わが国経済は、デフレ経済から成長経済へ移行を果たしつつあるものの、地域・中小企業の景気回復は、依然として「まだら模様」である。中小企業数は、ここ3年で約35万社（約9%）減少しており、さらにこのまま「人口急減社会」に突入すれば、疲弊する地域経済はさらに縮小し、地域で活動する中小企業の活力はますます失われていく。

こうした「縮小スパイラル」の流れを変え、わが国経済が持続的に成長していくためには、成長軌道にのりつつある今こそ、「地域の活性化」を最重要課題として取り組むとともに、その担い手である「中小企業の活力強化」を図ることが必要である。

## 【地域の付加価値創造による「地域の活性化」を】

人口減少・地域経済の疲弊による縮小スパイラルから脱却し、「地域の活性化」を図るためには、地域資源を発掘し、磨き上げ、組み合わせることで、地域に新たな産業や事業を起こす「地域の付加価値創造」に取り組む必要がある。

そのためには、地域の力を結集した新たな産業を創出・育成し、外需を呼び込むとともに、域内経済循環の中核となる中堅・中小企業への支援、地域の価値を高めるまちづくりの推進、人流・物流を促進する産業インフラの整備に取り組む必要がある。

## 【地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」を】

地域の活性化に向け、地域の付加価値創造に取り組むためには、地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」が不可欠である。

そのためには、創業・第二創業、成長に向けた経営資源の確保、事業承継等といった企業のライフステージに応じた支援の強化や、自らの力で新分野へ進出する中小企業の後押しが必要である。また、小規模企業の経営力向上と支援機能の強化を図るとともに、中小企業の基盤強化・事業環境整備に取り組むことが求められる。

中小企業の活動を阻害する外形標準課税の適用拡大、消費税の複数税率・インボイス導入には断固反対する。

## 【東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現を】

東日本大震災から3年4カ月が経過しているが、被災地はようやく本格復興の入口に立ったところであり、福島県は今なお先の見えない状況に置かれている。「被災地の早期復興」に向け、復興加速の基盤となる支援の強化、中小企業の経営再建の加速化により、本格復興の早期化を図るとともに、「福島再生」に向けた着実な支援を進めるべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、「平成27年度地域活性化・中小企業関係施策」に関して、下記事項の実現を強く要望する。

## = 目 次 =

### I. 地域の付加価値創造による「地域の活性化」を

- 1. 地域の力を結集した新たな産業の創出・育成 . . . . . p5
  - (1) マーケット重視の新製品・サービス開発を地域を挙げて支援する拠点の整備  
(地域の公設試験研究機関、大学、高等専門学校、研究機関、金融機関や支援機関が連携して支援する拠点の形成と、技術とマーケットに精通した支援人材（コーディネーター）の確保等)
  - (2) 農林水産業をはじめとする地域資源を活用した「地域ブランド」の確立への支援
    - ① 6次産業化など農林水産資源の活用促進
    - ② 地域資源を活用した商品等の試作品販売・販路確保支援事業（地域資源応援プロジェクト(仮称)）の創設
    - ③ 地域資源のブランド化促進への支援の拡充
    - ④ 地域団体商標制度の料金減免制度の対象拡充
  - (3) 地域経済に広く波及効果を有する観光振興の推進（国内観光・インバウンド）
    - ① 「国内観光」の振興
    - ② インバウンドの促進に向けた外国人客受け入れ環境の整備促進
  
- 2. 外需を呼び込み、域内経済循環の中核となる中堅・中小企業を支援 . . . . . p8
  - (1) プロジェクトの牽引役となる中堅・中小企業を核とした連携事業に対する支援
    - ① 中堅・中小企業と大学、研究機関等の広域連携・取引ネットワーク構築を推進する組織・人材（コーディネーター）の設置
    - ② 中堅・中小企業を核とした産学官連携による研究開発の推進
    - ③ 大学発の研究シーズの掘り起こしと中小企業への技術移転・事業化につながるマッチング事業の支援の拡充
  - (2) 中小企業の規模を超える中堅企業に対する支援
  
- 3. 地域の価値を高めるまちづくりの推進 . . . . . p9
  - (1) コンパクトシティへの取り組みの裾野の拡大
    - ① 小規模都市での中心市街地活性化の取り組み促進
    - ② 中心市街地活性化の中核人材の育成・確保と推進機関の機能強化
  - (2) まちのにぎわい創出に向けた大規模小売店舗立地法の見直し
    - ① 大型店の撤退に関する規定の創設
    - ② 大型店の地域貢献活動に関する規定の創設
  - (3) 地域の課題解決への新たな取り組みによる地域商業の再生
  - (4) 少子化対策、交流人口拡大に向けた地域の取り組みへの支援
  
- 4. 真に必要な社会資本整備による地域内外の人流・物流の促進 . . . . . p11
  - (1) 真に必要な社会資本整備の促進と修繕・補修による安全性確保
  - (2) 「低価格・シンプル・安定的」かつ「人と物の流れを最適化」する高速道路の料金制度の構築
  - (3) まちづくり戦略と一体となった、地域公共交通の維持・再生促進

## Ⅱ. 地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」を

### 1. 創業、中小企業の経営資源確保、事業承継等の支援 . . . . . p12

#### (1) 創業・第二創業の促進と創業後のフォローアップの充実化

- ①創業希望者と後継者難の事業者とのマッチング支援の促進
- ②創業者の試作品販売・販路確保支援事業（創業応援プロジェクト(仮称)）の創設
- ③創業手続きのワンストップ化
- ④創業希望者を増やす取り組みへの支援の拡充
- ⑤創業支援策の安定的な実施
- ⑥創業時の負担軽減（税、社会保険料）

#### (2) 成長に向けた経営資源の確保 . . . . . p13

- ①若者・女性の中小企業での活躍支援
- ②多様なニーズに対応した資金調達の円滑化

#### (3) 事業承継・引継ぎ、事業再生等の早期検討の促進と支援の拡充 . . . . . p16

- ①事業承継・引継ぎ支援の拡充
- ②金融機関の事業再生への主体的な取り組みの促進、円滑な廃業に向けた支援

### 2. 中小企業の新分野進出に向けた支援 . . . . . p17

#### (1) 成長分野への進出や生産性向上に向けた科学技術の活用・研究開発支援

- ①3Dプリンター、スーパーコンピューター等の活用支援の拡充
- ②中小企業技術革新制度（SBIR）の拡充
- ③知的財産の活用等を後押しする支援の拡充
- ④売上・生産性向上に向けたITの利活用に対する専門家相談等の拡充
- ⑤ものづくり補助金（中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業）の継続・拡充

#### (2) 海外需要の獲得の後押し . . . . . p19

- ①海外への販路開拓の支援の継続・拡充
- ②海外展開を担う人材の確保・育成に対する支援の拡充
- ③ODAにおける中小企業の活用推進等
- ④中小・中堅企業の海外展開に資する、TPPなどの広域経済連携協定の推進
- ⑤海外の特許等の取得・維持および模倣品・海賊版等の知的財産侵害対策への支援

### 3. 小規模企業の経営力向上と支援機能の強化 . . . . . p20

#### (1) 小規模企業施策の計画的・安定的な実施

- ①小規模企業の「持続的発展」を図るための5カ年計画の策定・安定的な実行、小規模事業者持続化補助金の継続・大幅拡充
- ②小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度のさらなる拡充
- ③「施策マップ」の活用促進

#### (2) 商工会議所を中核とした支援体制整備の推進

（商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的な確保・増額に向けた都道府県への働きかけの強力な実施および地方交付税等国の支援の拡充、「経営発達支援計画」の実行を促す支援策の創設等）

#### 4. 中小企業の基盤強化・事業環境整備 . . . . . p22

##### (1) 消費税、原材料価格等の円滑な価格転嫁と中小企業の仕事確保等

- ①消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策の徹底
- ②原材料価格等の円滑な価格転嫁を図るための「下請法」の厳格な運用
- ③中小企業の官公需受注機会の十分な確保と確実な実行
- ④独占禁止法審査手続きの明確化・適正化
- ⑤中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及・推進
- ⑥経営力向上につながる専門家相談・派遣の拡充

##### (2) 安全性を前提とした低廉かつ安定的な電力・エネルギー供給の実現

- ①「安全が確認された原子力発電の再稼働」の早期実現
- ②再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し
- ③中小企業の省エネ支援策の拡充

##### (3) 企業活動を阻害する公的負担の軽減、中小企業の負担増となる税制改正は断固反対

- ①社会保障制度の重点化・効率化を軸とした改革推進、中小企業の負担軽減
- ②国際競争力強化のための法人税率の引き下げ
- ③外形標準課税の中小企業への適用拡大等は断固反対
- ④複数税率・インボイス導入断固反対

#### **Ⅲ. 東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現を** . . . . . p26

##### 1. 復興加速の基盤となる支援の強化

##### 2. 中小企業の経営再建の加速化への支援

##### 3. 福島再生に向けた早急かつ着実な支援の実施

※平成 27 年度税制改正については、別途、意見・要望する。また、規制・制度改革については、「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 30」を、平成 26 年 5 月 9 日に発表している。

## I. 地域の付加価値創造による「地域の活性化」を

### 1. 地域の力を結集した新たな産業の創出・育成

#### (1) マーケット重視の新製品・サービス開発を地域を挙げて支援する拠点の整備

(主な要望先：経済産業省)

厳しい企業間競争の中で、地域の活性化の担い手である中小企業にとって大きな課題は、販路の確保である。中小企業がもつ技術を磨くとともに、どのマーケットに向けて売り出すかを見据えた製品・サービス開発が、売上増および生産性向上の鍵となる。そのためには、技術（シーズ）に精通した人材に加え、マーケットのニーズや販売ルート等を把握した人材による販路開拓の専門的なアドバイスが必要である。

については、以下を講じられたい。

- 地域の公設試験研究機関、大学、高等専門学校、研究機関、金融機関や支援機関等が連携して、新製品・サービス開発に取り組む中小企業を支援する拠点の形成および支援人材（コーディネーター）の確保
- 同拠点における、企業連携・産学連携等につながる交流、生産性向上につながる現場改善、消費者に訴求するデザイン等をテーマにしたセミナーや勉強会の開催などに対する支援

#### (2) 農林水産業をはじめとする地域資源を活用した「地域ブランド」確立への支援

(主な要望先：経済産業省、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

##### ① 6次産業化など農林水産資源の活用促進

多くの地域では、第一次産業が地域の基幹産業となっており、地域の活性化には、農商工連携・6次産業化の推進等が必要である。

については、以下を講じられたい。

- 6次産業化の取り組みの核となる人材の育成（食の6次産業化プロデューサー等）とネットワーク化への支援の拡充
- 建築基準法の緩和による木造中高層建築の容認、2020年オリンピック・パラリンピックの競技施設・選手村関連施設や内装の木質化など、国内における国産木材のブランド化と需要拡大のための施策の推進

##### ② 地域資源を活用した商品等の試作品販売・販路確保支援事業（地域資源応援プロジェクト（仮称））の創設

地域資源を活用した商品・サービスに共通する大きな課題は、いかに「売れる」商品にするかであり、地域内外の消費者のニーズ把握が必要である。

については、地域資源を活用した製品・サービスに対する一般消費者の評価や改善意見を集め、販路確保につなげられるような仕組みを、国等が管理・運用するウェブサイト上に開設することなどによって、地域資源を活用した新商品・サービス開発の取り組みを支援されたい。

### ③地域資源のブランド化促進への支援の拡充

地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性をもった磨き上げ、商品化、最適なチャネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。

については、以下を講じられたい。

#### (i) 全国展開事業（地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト）の拡充

「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の内容を拡充し、地域資源の発掘、試作品開発にとどまらず、商品化・販売までの一貫した支援を、以下により講じられたい。

- ・地域資源活用に関する専門家のデータベースとネットワークの構築および専門家派遣事業の実施
- ・販路開拓支援事業における対象販路の国外までの拡大
- ・常設展示・販売所（店舗・web等）の設置による全国のプロジェクトの一元的なPRと販売支援の仕組みの構築

#### (ii) JAPANブランド育成支援事業の拡充

JAPANブランド育成支援事業を、「クールジャパン」戦略の重要な事業として位置付け、海外市場への販売支援までを支援すべく、以下を講じられたい。

- ・海外の有力展示会等での「JAPANブランド」ブースの設置、海外における常設展示・販売所（店舗・web）など、販売拠点の整備
- ・海外へのマーケティング、販路開拓のための専門家（バイヤー等）データベースの構築および専門家派遣事業の実施

#### (iii) 中小企業地域資源活用促進法に基づく、地域資源を活用した新商品・サービス開発に関する支援の強化

中小企業地域資源活用促進法に基づき、中小企業事業者が地域産業資源を活用して行う新商品・サービスの開発等に対する補助金、融資・保証等の支援を拡充されたい。

### ④地域団体商標制度の料金減免制度の対象拡充

地域の特産品等を登録する地域団体商標について、新たにその登録主体に商工会議所等の団体が追加された。地域ブランドづくりを一層加速するため、商工会議所等の団体が行う地域団体商標について登録料金の減免措置の対象とされたい。

## (3) 地域経済に広く波及効果を有する観光振興の推進（国内観光・インバウンド）

（主な要望先：経済産業省、国土交通省、総務省、外務省、法務省）

### ①「国内観光」の振興

観光立国を実現するには、「インバウンド」の推進と同時に、国内における旅行消費額（22.5兆円）の約90%（19.7兆円）を占める、国内居住者による「国内観光」の振興が必要である。

については、以下を講じられたい。

### (i) 地域資源の観光資源化の促進

- 地域産品を活用した食、土産品、体験型プログラムの開発など、着地型観光を推進する「観光地ビジネス創出の総合支援」事業の一層の拡充
- 地域の自然、歴史・文化、街並み、生活様式、地場産品など地域固有の資源を活用した観光振興を推進するための、「地域資源活用ネットワーク構築事業」の拡充

### (ii) 国と地方自治体の体制・連携強化

- 観光庁の機能強化など、関係府省庁の垣根を越えた横断的な推進体制の構築と観光振興政策に関する総合的かつ計画的な取り組みの推進
- 地方自治体間の連携・協働による広域的な観光振興の促進
- 滞在の長期化、相互送客、全国ネットワークの構築に資する3地点間の連携に基づく「観光トライアングル」の形成の促進支援（提案公募によるモデル事業への支援など）

## ②インバウンドの促進に向けた外国人客受け入れ環境の整備推進

2020年のオリンピック・パラリンピック開催が決定し、わが国への注目が高まっている。国が目指す、2020年の外国人旅行者数2,000万人を確実に実現するため、現状の的確な把握・分析と、それに基づく戦略的な施策として、以下を講じられたい。

### (i) 「クールジャパン」「ビジット・ジャパン」の広報ツールを活用した地域ブランドの情報発信強化

- 豊かな食文化やものづくりの技術をはじめとした、アニメ、ファッション、デザイン、伝統文化、芸術などわが国の魅力を、「ビジット・ジャパン」や「クールジャパン」と連動させて、一元的に発信・プロモートし、日本ブランドとして展開させるなど情報発信の強化

### (ii) 増加・多様化する観光客を受け入れる体制の強化（ハード・ソフト両面）

#### (ハード面)

- 首都圏空港の容量拡大と国際拠点空港等のフル活用
- オープンスカイの推進およびLCC（格安航空会社）やチャーターフライト、ビジネスジェットの受入環境整備などによる新たな航空事業者の参入促進を図るとともに、国際拠点空港と地方空港を有効活用し、ネットワーク強化を推進すること

#### (ソフト面)

- 外国語表記の案内板等やピクトグラム（視覚記号）設置などのインフラ整備およびガイド、通訳案内士等の育成への支援
- 訪日が多く見込まれる国々へのビザ発給要件のさらなる緩和
- 港湾・空港での出入国手続きの迅速化・円滑化に向けた機械化の推進や人員の拡充
- ムスリム（イスラム教徒）など人種、宗教、生活習慣等に対応した「国別接客マニュアル」の作成・周知や、生活・食事環境の整備への支援
- 公共空間等におけるWi-Fi環境の整備やスマートフォン、タブレット等を

活用した案内システム導入への支援

- 地域における免税店（輸出物品販売場）の設置許可要件の明確化、手続きの簡素化の推進

## **2. 外需を呼び込み、域内経済循環の中核となる中堅・中小企業を支援**

（主な要望先：経済産業省、内閣府、財務省）

地域には、域外から需要を獲得し、地域における取引を通じて多くの中小・小規模企業とその従業員や家族を支え、地域の中核的な役割を担っている中堅・中小企業がある。こうした中堅・中小企業の役割強化を図るため、以下を講じられたい。

### **（1）プロジェクトの牽引役となる中堅・中小企業を核とした連携事業に対する支援**

#### **①中堅・中小企業と大学、研究機関等の広域連携・取引ネットワーク構築を推進する組織・人材（コーディネーター）の設置**

市区町村や県境を越えた広域的なネットワークを形成し、研究事業や新商品・サービス開発を推進するためには、各企業等の強みを把握し、マッチングさせる役割を担う組織や人材が鍵となる。中堅・中小企業と大学、研究機関等の広域連携・取引ネットワーク構築を推進するための組織および人材（コーディネーター）の設置を推進されたい。また、コーディネーターを地域内で育成するほか、地域外から高度人材を確保する仕組みの構築を図られたい。

#### **②中堅・中小企業を核とした産学官連携による研究開発の推進**

産業界・大学・地方自治体が連携し、基礎研究から出口までを見据えた研究開発等を推進する「S I P（戦略的イノベーション創造プログラム）」について、中堅・中小企業を核とした事業枠を創設されたい。

\*「S I P（戦略的イノベーション創造プログラム）」：

総合科学技術イノベーション会議が、社会的に不可欠で、日本の経済・産業競争力にとって重要と判断・選定した研究課題への公募制度。内閣府に計上する「科学技術イノベーション創造推進費」を重点配分し、府省・分野の枠を超えて基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据えた研究開発等を推進するもの。現状、中堅・中小企業枠はなく、結果的に、上場企業が活用するケースが多い。1課題あたりの事業費は数十億円。

#### **③大学発の研究シーズの掘り起こしと中小企業への技術移転・事業化につながるマッチング事業の支援の拡充**

産学連携の推進には、事業化のシーズとなる技術の発掘や、連携体の組成に至るまでの支援が不可欠である。大学発の研究シーズの掘り起こしや、中小企業への技術移転と事業化につながるマッチング事業を支援する「シーズ発掘・橋渡し研究事業」を拡充されたい。また、中堅企業も同事業の対象に追加されたい。

### **（2）中小企業の規模を超える中堅企業に対する支援**

施策体系上明確な位置づけがない、中小企業の規模を超える中堅企業について、以下を講じられたい。

- 税法上の中小法人の基準の拡大（資本金3億円以下までの拡大）、中堅企業

の成長を後押しする税制措置（租税特別措置による研究開発や投資促進など）の本則化

○事業再生や構造改革に取り組む中堅企業向けの金融支援策の拡充

### **3. 地域の価値を高めるまちづくりの推進**

#### **(1) コンパクトシティへの取り組みの裾野の拡大**

(主な要望先：内閣官房、内閣府、経済産業省、国土交通省)

##### **①小規模都市での中心市街地活性化の取り組み促進**

中心市街地活性化基本計画の認定を受けている地域は、全国 790 市（平成 26 年 4 月現在）のうち、約 15%にあたる 119 市にとどまっている。とりわけ、人口 10 万人未満の小規模都市における認定地域の割合は、約 7%と極めて少ない。

ついては、今般、中心市街地活性化法の改正により、同基本計画の認定要件の緩和等が図られたことを踏まえ、小規模都市において認定制度の活用が進むよう、改正内容の周知に努められたい。

あわせて、同法と連携する改正都市再生特別措置法、改正地域公共交通活性化・再生法、およびそれらの関連制度の周知に努めるとともに、地方自治体や地域の経済団体等向けの相談体制を整備されたい。

また、中心市街地活性化に資する市街地再開発事業や土地区画整理事業等について、小規模都市をはじめとする各地域の実情に応じた活用が進むよう、一層の事業要件緩和を図られたい。

##### **②中心市街地活性化の中核人材の育成・確保と推進機関の機能強化**

改正中心市街地活性化法等の活用による官民協働のまちづくりを促すためには、その推進役として中核的な役割を果たす人材の育成・確保や、まちづくりの理念を地域に普及させる「中心市街地活性化協議会」と「まちづくり会社」等が、事業主体としての役割を担う各々の機能を強化することが不可欠である。

ついては、以下を講じられたい。

- 「タウンマネージャー」等の人材育成や、地域のニーズに応じた多様な分野の専門家派遣の仕組みの拡充（中心市街地再興戦略事業費補助金（専門人材派遣事業）等の拡充）
- 「中心市街地活性化協議会」が継続的に事業を実施するための人的支援の拡充（中心市街地再興戦略事業費補助金（協議会設置地域等に対する専門人材派遣事業）等の拡充）および財政的支援の創設
- 「まちづくり会社」の活動基盤強化に向けた財政的支援の拡充（中心市街地活性化事業、中心市街地再興戦略事業、地域商業自立促進事業等）や税制上の優遇措置の拡充

#### **(2) まちのにぎわい創出に向けた大規模小売店舗立地法の見直し**

(主な要望先：経済産業省)

中心市街地に立地する大型店は、その強い誘客力により、まちの賑わい創出の担い手として大きな役割を果たしているが、地方都市では、中心市街地からの大

型店の撤退等により、空き店舗や空き地が放置されたままとなっている地域が多い。

については、大型店の撤退後の跡地利用等を促進するとともに、大型店と地域関係者との連携強化によるまちの賑わい創出を図るため、大規模小売店舗立地法について、以下を講じられたい。

#### ①大型店の撤退に関する規定の創設

中心市街地等から撤退する大型店に対し、地域に悪影響を及ぼすことが想定される場合の後継店舗の斡旋・確保、建物の解体費用等の負担協議への協力等を行う旨の規定を設けられたい。

#### ②大型店の地域貢献活動に関する規定の創設

大型店に対し、まちづくりへの協力や商店街組織、地域経済団体、中心市街地活性化協議会等と連携したコミュニティ事業などの取り組みを促すため、活動内容や成果等に関する地域関係者との意見交換会や、フォローアップ活動に参画することを義務付ける規定を設けられたい。

### (3) 地域の課題解決への新たな取り組みによる地域商業の再生

(主な要望先：経済産業省、農林水産省)

地域の賑わい創出やコミュニティの維持・強化の担い手である商店街等の地域商業を再生するため、以下を講じられたい。

- 地域の大学や研究機関、大型店、農林水産業者等との連携による新商品・サービス開発や、IT化への対応・買物弱者対策などの新たな課題に対応しようとする中小商店や商店街等の取り組みへの支援の強化
- 集客施設の整備や賑わい創出イベントの実施等に資する「中心市街地再興戦略事業費補助金」等の予算規模と補助対象の拡大（商業施設に限定されている解体・改修費用の支援対象の、公益施設や居住施設を含む共同施設への拡大など）

### (4) 少子化対策、交流人口拡大に向けた地域の取り組みへの支援

(主な要望先：内閣府、総務省)

各地域で大きな課題となっている少子化と人口流出の進行を食い止めるには、地方自治体のみならず、地域の様々な主体が協働し、総力を挙げて取り組む必要がある。

については、少子化対策、交流人口拡大に資する地域活性化の活動を促進するため、以下を講じられたい。

- 「地域少子化対策強化交付金」の拡充
  - ・少子化対策、交流人口拡大を目的に、地方自治体が、地域の支援機関等と協働して行う婚活イベント（街コン等）の支援対象化
    - \*現在の制度では、街コン等「出会い」に係るイベントは対象外とされている。
  - ・複数年度にわたる支援の実施
- 「地域おこし協力隊」の活動をサポートする中間支援団体の活用促進のためのPRと中間支援団体への財政支援の拡充

\*地域外から移住し活動する「地域おこし協力隊」の活動を、地域の中間支援団体（商工会議所、NPO等）がサポートする場合、隊員の活動費（200万円）から、中間支援団体への委託費の支出が認められている。尾鷲商工会議所（三重県）は、中間支援団体として、知見やノウハウをいかし、尾鷲市に移住した隊員のサポートを行っている。

#### **4. 真に必要な社会資本整備による地域内外の人流・物流の促進**

（主要要望先：国土交通省）

地域の活性化や国際競争力強化に加え、防災・医療など国民生活の安全・安心を実現し、国内外の環境変化に対応した地域社会を創るためには、その基盤となる産業インフラの整備や地域公共交通の維持・再生が不可欠である。また、全国各地で、人口減少・少子高齢化が加速度的に進行していく中、可及的速やかにそれらの整備等を推進していく必要がある。

については、以下を講じられたい。

##### **（1）真に必要な社会資本整備の促進と修繕・補修による安全性確保**

- 地域の活性化や国際競争力強化につながる真に必要な社会資本整備（高規格幹線道路等のミッシングリンク解消、高速道路料金の恒久有料化による更新費用の確保、整備新幹線の工期短縮化・早期完成、リニア中央新幹線の全線同時開業など）の促進
- 老朽化の進む道路・橋梁、港湾施設等の産業インフラについて、緊急性の高い箇所を優先した修繕・補修による安全性確保

##### **（2）「低価格・シンプル・安定的」かつ「人と物の流れを最適化」する高速道路の料金制度の構築**

重要な産業インフラである高速道路の料金制度については、有料制を維持しつつ、「低価格・シンプル・安定的」かつ「人と物の流れを最適化」する持続可能な制度を構築されたい。

##### **（3）まちづくり戦略と一体となった、地域公共交通の維持・再生促進**

中心市街地活性化によるコンパクトシティの実現や交流人口の拡大など、まちづくり戦略と一体となった地域公共交通（LRT、コミュニティバス等）の維持・再生のため、財政的支援を拡充されたい。

## Ⅱ. 地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」を

### 1. 創業、中小企業の経営資源確保、事業承継等の支援

#### (1) 創業・第二創業の促進と創業後のフォローアップの充実化

(主な要望先：経済産業省、内閣府、文部科学省)

##### ①創業希望者と後継者難の事業者とのマッチング支援の促進

創業希望者と後継者難の事業者とのマッチングは、「創業支援」と「事業引継ぎ支援」を同時に実現する重要な施策である一方、成約に至るまでには、親族以外への事業譲渡を検討する事業者の掘り起こしから条件のすり合わせまで、多くの時間と労力が必要となる。

については、事業引継ぎ支援センターにおける、マッチング支援事業の促進をはじめとした機能強化のため、以下を講じられたい。

- 創業スクール等の卒業者の登録制度および後継者難の事業者とのマッチング
- 事業引継ぎ支援センターの設置の促進
- M&Aの実務経験のある人材の配置
- 事業引継ぎ（M&A）のガイドラインの作成・周知

##### ②創業者の試作品販売・販路確保支援事業（創業応援プロジェクト(仮称)）の創設

創業後の大きな課題は販路の確保である。官公需における支援に加え、民間の需要も活用するため、例えば、創業間もない事業者が開発・販売する製品・サービスを、希望する一般の消費者が試し、その評価や改善意見を販路確保につなげられるような仕組み（創業応援プロジェクト(仮称)）を、国等が管理・運用するウェブサイト上に開設されたい。

##### ③創業手続きのワンストップ化

創業時の行政手続きの手間を減らし、商品・サービス開発や販路開拓などの本業に専念できるよう、創業時に必要な各種行政手続き（税務、登記、雇用関係等）について、ワンストップ化を図られたい。

##### ④創業希望者を増やす取り組みへの支援の拡充

創業希望者は、過去 10 年で 60 万人近く減少している。わが国の創業を増やすには、創業者を支援する施策に加え、創業希望者を増やす取り組みが必要である。

については、以下を講じられたい。

- 創業することを将来の職業選択の一つとして考えられるようにするための、初等教育段階からの起業家教育（小中学生等を対象とした、産業界との連携による起業体験や起業教育プログラム等）に対する支援の創設
- 起業・創業を希望する大学生・大学院生に対する起業・創業プログラムの実施

##### ⑤創業支援策の安定的な実施

創業希望者の受け皿となる創業支援策を、安定的に継続することが重要である。

については、以下を講じられたい。

- 地域創業促進支援事業（創業スクール事業）の継続および受講料（ベーシック・女性向け 10,800 円、第二創業 5,400 円）の引き下げ
- 産業競争力強化法に基づき認定された創業支援事業計画により事業を行う創業支援事業者向けの補助金（補助率 3 分の 2、補助上限額 1,000 万円）の継続・補助対象事業の拡充
- 創業促進補助金（創業・第二創業向け）（補助率 2/3、補助上限額 200 万円）の継続・拡充および「第二創業」における「事業承継」要件(\*)の緩和
  - \*：「第二創業」では、「応募日から 6 カ月以内に代表権の承継を行う予定」であることが要件とされている。

## ⑥創業時の負担軽減（税、社会保険料）

創業間もない中小法人の経営基盤を強化し、中小法人の拡大・発展を後押しするため、創業後 5 年間の法人税や社会保険料の減免、およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間（資本金額 1 億円以下の場合 9 年間）の無期限化を図られたい。

## （2）成長に向けた経営資源の確保

### ①若者・女性の中小企業での活躍支援

（主な要望先：経済産業省、厚生労働省、文部科学省、外務省）

#### （i）採用活動への補助・助成制度の創設

中小企業における若手人材の採用ニーズが高い一方、学生は大企業志向が強く(\*1)、ミスマッチが生じている。高い技術や優れたサービスを持つ中小企業であっても、学生に対する知名度が低いために、優秀な人材の確保に結びつかない場合がある。また、強い人手不足感から即戦力人材に対する求人意欲が高い中小企業では、能力や年齢の面で条件が合わず、採用につながらない場合がある。こうしたミスマッチを解消するため、中小企業が、自社の事業内容や求める人材像、企業の魅力を積極的に発信し、採用につなげるための支援が必要である。

については、以下を講じられたい。

- 新規学卒者等を対象にした、民間事業者が開催する有料の合同会社説明会等に参加する中小企業に対する補助・助成の創設
- 中小企業のインターンシップ受入れ促進支援（ノウハウを持つ人材による中小企業への相談体制の構築や受入れに伴うコストへの経済的支援）をはじめとする、中小企業における人材確保から定着までの支援
- ハローワークの企業ニーズに関する情報収集機能の強化、およびハローワークが有する求職情報やマッチングデータ(\*2)の民間開放
- 育児等で一度退職し再就職を希望する女性と、中小企業とのマッチング支援の強化
- 高度な技術力・知見を持つ若手の女性ポストドクターを中小企業が採用する際の助成措置の創設(\*3)
- 教育機関と産業界の連携によるキャリア教育・職業教育事業に対する支援

\*1：ワークス大卒求人倍率調査（2015 年卒）によると、従業員数 300 人未満企業

の求人倍率は、前年より 1.26 ポイント上昇し 4.52 倍となっている。

\*2：求人・求職の業種別・職種別の組み合わせごとのマッチング・アンマッチング実績数、成功事例等を積極的に公開し、データに基づいた求人・求職提案を行うことで、マッチングの成立件数を大幅に増やすこと。

\*3：ポストドクターは 15,220 人。そのうち女性が 3,797 人（約 25%）（平成 21 年文部科学省調査）。「中小中堅企業におけるポストク等高度技術人材の活用可能性等に関する調査」（平成 24 年・㈱日本総研）によると、46.9%の企業がポストク雇用の意向がある。

## (ii) 若者・女性が働きやすい職場環境整備への補助・助成制度の創設

有効求人倍率が上昇傾向にある中、特に建設や介護に関する職業の求人倍率が高く、人手不足が深刻化している（\*1）。女性の労働市場への参加を進める上で、力仕事など、これまで活躍が進まなかった職域でも働きやすくするための環境や、若者が就業を希望する職場環境を整備することが重要である。

については、作業の身体的負荷を軽減させるための設備の整備や機器の導入に対する補助・助成制度（\*2）を講じられたい。

\*1：主な業種別有効求人倍率（平成 26 年 3 月・常用雇用のみ（除パートタイム））

建設・採掘の仕事 2.93、介護サービスの職業 1.57、事務的職業 0.28、全体 0.88

\*2：既存の「職場意識改善助成金」（厚生労働省）は、労働時間の削減や有給休暇の取得を目的とした、労務管理や労働能率の増進に資する設備・機器等の導入等が助成の対象で（補助率 4 分の 3、上限額 80 万円）、作業の身体的負荷を軽減させるための設備の整備や機器の導入は対象となっていない。

（参考）事業所内保育施設設置・運営等支援助成金では、中小企業が事業所内に、一定の基準を満たす保育施設を設置する場合、最大で年間 2,300 万円（補助率 3 分の 2）が助成される。

また、若手人材の確保の妨げとなる規制の緩和を図られたい。例えば、5t 以上のトラックの運転に必要な中型免許の取得要件（20 歳以上、運転経験 2 年以上）について、安全面等考慮した上で、緩和を図られたい。

## (iii) 表彰制度等による中小企業の知名度向上やイメージアップの推進

国において、高い技術や優れたサービスを有する中小企業に光を当てる表彰制度を継続的に実施することにより、中小企業の知名度向上を後押しされたい。あわせて、中小企業全体のイメージアップに向け、マスコミ等とタイアップした広報活動を実施されたい。

## (iv) 海外展開を担う人材の確保・育成に対する支援の拡充

中小企業の海外展開を担う人材の確保・育成のため、以下を講じられたい。

○中小企業の従業員を対象とした海外実務経験のための支援制度（国際即戦力育成インターンシップ事業、新興市場開拓人材育成支援事業等）の拡充（ODAを活用した人材採用・育成の拡充、応募手続きの簡素化など）

○外国人留学生等を対象にした合同就職説明会などのマッチング事業に対

する支援（「地域中小企業の海外人材確保・定着支援事業」等）の継続・拡充

\* 「海外人材確保・定着支援事業」：海外からの留学生と中小企業のマッチングを支援する事業。平成 26 年度は札幌商工会議所が実施（「札商アジア・ブリッジ・プログラム」）。

## ②多様なニーズに対応した資金調達の円滑化

（主な要望先：経済産業省、金融庁）

### （i）資金繰りへの万全な対策

中小企業の景況感は依然としてまだらであり、金融円滑化法終了に伴う資金繰り安定化策について、引き続き、万全の対策を講じられたい。

特に、原材料・エネルギーコスト高の影響を受けた企業等に対する政府系金融機関による「セーフティネット貸付」について、十分な予算措置を講じるなど、万全の対策をとられたい。

### （ii）事業拡大によるニューマネーの供給

景気回復が波及し始めている中小企業・小規模事業者の事業拡大による設備投資などの資金需要（ニューマネー）に対応するため、政策金融の一層の拡充等を図るとともに、顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組みを促進する監督指針（「平成 25 事務年度主要行等向け監督方針」（平成 25 年 9 月 6 日））が、引き続き確実に実行されるよう、一層徹底されたい。

また、世界で存在感を示すグローバルニッチトップ企業等への、政府系金融機関等による融資制度を拡充されたい。

### （iii）「経営者保証ガイドライン」に即した融資の浸透促進

経営者による個人保証は、資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、事業拡大や早期の事業再生の阻害要因となりかねない。平成 26 年 2 月に適用開始された「経営者保証に関するガイドライン」が適用可能な企業には、経営者保証なしの融資が検討・実行されるよう、金融機関等での浸透を徹底されたい。

また、経営者による個人保証に過度に依存しない、以下をはじめとする融資の浸透を促進されたい。

○停止条件付保証（\*1）、または解除条件付保証（\*2）融資

\*1：経営情報の定期的な開示等非財務コベナント（特約条項）に抵触しない限りにおいて保証の効力が発生しない保証契約

\*2：コベナントを充足する場合は保証債務が解除される保証契約

○A B L（動産・売掛金担保融資）

○でんさい（電子記録債権）融資

### （iv）小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度のさらなる拡充

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資は、小規模事業者の多様な事業展開を支えるうえで、ますます重要性を増していることから、以下を講じられたい。

○現在講じられている拡充措置(\*1)の恒久化や金利引き下げ、設備資金貸付利率特例制度(\*2)の継続・要件緩和等、制度拡充の推進

\*1：マル経融資の拡充措置（平成27年3月31日まで）

- ・融資金額（1,000万円→2,000万円）
- ・融資期間（運転資金：5年→7年、設備資金：7年→10年）
- ・据置期間（運転資金：6カ月→1年、設備資金：6カ月→2年）

\*2：設備資金貸付利率特例制度

耐用年数を経過した設備の更新等に関する設備資金について、以下のすべての要件を満たす場合は、借入期間の当初2年間につき0.5%を引き下げ

- ・既存設備の耐用年数が超過しており、同種の新たな設備投資を行うこと
- ・当該企業の総資産の15%を超える設備投資であること
- ・事業計画策定支援および融資後のフォローアップを受けること

○貸付対象について、サービス業のうち特に労働集約的な業種である介護、情報サービス業などは、平成26年1月に拡充された娯楽、宿泊業と同様、従業員基準（5人以下）を緩和し、従業員5人超20人以下の事業者に拡大するとともに、特定非営利活動法人（NPO法人）等を追加すること

#### （v）クラウドファンディングの活用促進

クラウドファンディングは、創業時の資金調達手段としてだけでなく、創業後の固定顧客を獲得する手段としても有効である。今後活用を促進するには、より多くの事業者・国民への浸透や利便性の向上等が必要である。

については、以下を講じられたい。

○国や都道府県等が主体となったクラウドファンディングのプラットフォームの構築の促進と、クラウドファンディングを活用する事業者に対する、運営会社への手数料(\*)負担の補助

\*集まった金額の10～20%程度が相場

### （3）事業承継・引継ぎ、事業再生等の早期検討の促進と支援の拡充

（主な要望先：経済産業省、金融庁）

#### ①事業承継・引継ぎ支援の拡充

経営者の平均年齢は約60歳と高齢化が年々進んでいる一方、事業承継の準備を進めている経営者は多くない(\*1)。また、事業承継・引継ぎの相手がどうしても見つからない場合や、事業の継続性が見込めない場合にやむを得ず廃業を選択する事業者の約3割は、誰にも相談せずに決断している(\*2)。

については、自身の事業の将来について、誰にも相談できずにいる経営者の悩みを掘り起こし、技術・ノウハウ・顧客などの経営資源を次代に円滑につなぐための準備の重要性を喚起するため、事業承継（親族内）・事業引継ぎ（親族外）に対応する「事業引継ぎ支援センター」（全国14カ所に設置）について、以下のとおり拡充されたい。

- 高齢化が進む経営者に対し、事業承継・引継ぎ等について早期に検討・決断を促すための、国による広報活動など
- 事業引継ぎ支援センターの設置の促進[再掲]
- M&Aの実務経験のある人材の配置 [再掲]

○M&Aによる事業引継ぎの足枷となっている、高額な手数料等（\*3）に対する補助

\*1：70代で5割、80代でも4割が事業承継の準備をしていない（株日本政策金融公庫「中小企業の事業承継」）

\*2：中小企業庁委託「小規模企業の廃業に関する実態調査」（2013年12月、㈱帝国データバンク）より

\*3：一般的に、着手金50～200万円に加え、成約料1,000万円～2,000万円程度（総資産または純資産の数%）

## ②金融機関の事業再生への主体的な取り組みの促進、円滑な廃業に向けた支援

事業再生については、中小企業再生支援協議会での支援に加え、日頃から債権者として中小企業の経営状況を把握している金融機関の役割が重要である。

については、債権者である金融機関が、事業再生に対し主体的に取り組むよう、監督指針を一層徹底されたい。

また、中小企業再生支援協議会の支援完了案件の多くは、暫定的にリスケジュールを行っている状況であり、今後実現可能性の高い抜本的な再生計画の策定支援やモニタリングが必要となることから、中小企業再生支援協議会の人的な拡充を継続されたい。

やむを得ず廃業する事業者が、円滑に廃業し、廃業後の経営者の生活が安定するよう、国による各種セーフティネット施策（小規模共済制度、経営者保証に関するガイドライン等）の周知や、廃業時に必要となる資金への融資制度の創設が必要である。

## 2. 中小企業の新分野進出に向けた支援

### （1）成長分野への進出や生産性向上に向けた科学技術の活用・研究開発支援

#### ①3Dプリンター、スーパーコンピューター等の活用支援の拡充

（主な要望先：経済産業省、文部科学省、厚生労働省）

中小企業の技術活用、技術力向上を図るため、以下を講じられたい。

##### ○3Dプリンター等の活用支援

・公設試験研究機関や職業訓練機関等への最新の3Dプリンター等の導入促進、使い方やビジネスでの活用法等をアドバイスするコーディネーターの設置、研修会の開催等

##### ○「京」をはじめとするスーパーコンピューターの産業利用促進

・利用機会（課題受付回数）の拡大、アクセスポイントの設置、研究開発やビジネスでの活用方法の支援、プログラミング等の技術支援

##### ○医療機器の承認申請をする際の（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）の相談料金を、中小企業の負担能力を考慮した料金体系とすること

\* PMDAの相談手数料の例：

医療機器の申請区分を画面によって相談する場合の手数は139,100円

申請資料、試験結果等のまとめ方についての対面相談（2時間）およびその後の手

続き等にかかる手数料は 2,482,000 円

## ②中小企業技術革新制度（SBI R）の拡充

（主な要望先：経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、環境省、厚生労働省、国土交通省）

現在、中小企業の採択比率が4分の1程度にとどまっているSBI R制度について、中小企業の技術革新を一層促進するため、周知・PRの強化に加え、多段階選抜方式（事前調査（F/S）、研究開発（R&D）段階からの選抜）による対象事業の拡大および開発早期段階からの長期的な支援を講じられたい。

## ③知的財産の活用等を後押しする支援の拡充

（主な要望先：経済産業省、外務省）

中小企業における知的財産の権利化・活用および権利の保護を促進するため、以下を講じられたい。

- 国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員 300 人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件の緩和、ならびに実用新案、意匠、商標への対象拡大

\* 現行の対象：小規模事業者（法人・個人）、事業開始後 10 年未満の個人事業主および設立後 10 年未満の資本金 3 億円以下の法人

- 海外の特許取得に係る費用の助成制度（「地域中小企業外国出願支援事業」）について、権利維持費用も助成の対象に拡充すること

\* 現行の助成額：出願費用の2分の1・上限 300 万円、対象：出願関連費用のみ

- ACTAの早期発効および新興国に対する交渉参加への働きかけの強化

\* ACTA：偽造品の取引の防止に関する協定。日本、オーストラリア、カナダ、EU（欧州連合）およびEU加盟 22 カ国、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米国が署名済み。

- 海外の工業規格の認証取得に向けた技術支援や改良・試験評価の強化、および認証取得への助成制度の創設

\* 海外の工業規格の認証取得を民間に依頼する場合の費用は、500～1,000 万円程度。

## ④売上・生産性向上に向けたITの利活用に対する専門家相談等の拡充

（主な要望先：経済産業省）

中小企業、とりわけ商業・サービス業の中小企業が生産性を向上させるには、地域の商圈にとどまらず広く域外に販路を開拓して新規顧客を発掘し、売り上げを伸ばすことが不可欠であり、そのためにはITの利活用が必要である。しかし、中小企業にはIT人材が不足しており（\*）、活用が困難である。

については、クラウドコンピューティング、スマートフォン、タブレット端末等最新情報技術の利活用に取り組む中小企業を対象にした専門家相談・指導事業等に対する支援を講じられたい。

\* 2013 年中小企業白書より。

## ⑤ものづくり補助金（中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業）の継続・拡充

（主な要望先：経済産業省）

成長分野へ参入する中小企業の試作品・新サービス開発、設備投資等を支援するため、中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業を継続・拡充されたい。

## （2）海外需要の獲得の後押し

### ①海外への販路開拓の支援の継続・拡充

（主な要望先：経済産業省、外務省）

海外への販路開拓に向けた商談の機会を確保するため、国内展示会への海外バイヤーの招聘事業や、海外見本市・展示会への出展機会の確保、出展費用の助成事業を継続・拡充されたい。また、中小企業基盤整備機構が実施する海外展開事業化可能性調査（F/S）支援事業について、1事業年度超の調査期間を認めるなど運用改善を図られたい。

海外との取引において、「日本製」であることは、海外との取引において特に重要なブランドである。海外の展示会などで、日本のブースを集約するなど、「日本製」であることを積極的に周知されたい。

### ②海外展開を担う人材の確保・育成に対する支援の拡充[再掲]

（主な要望先：経済産業省）

中小企業の海外展開を担う人材の確保・育成のため、以下を講じられたい。

○中小企業の従業員を対象とした海外実務経験のための支援制度（国際即戦力育成インターンシップ事業、新興市場開拓人材育成支援事業等）の拡充（ODAを活用した人材採用・育成の推進、応募手続きの簡素化など）

○外国人留学生等を対象にした合同就職説明会などのマッチング事業に対する支援（「地域中小企業の海外人材確保・定着支援事業」等）の継続・拡充

\*「海外人材確保・定着支援事業」：海外からの留学生と中小企業のマッチングを支援する事業。平成25年度は札幌商工会議所が実施（「札幌アジア・ブリッジ・プログラム」）。

### ③ODAにおける中小企業の活用推進等

（主な要望先：外務省）

政府開発援助（ODA）大綱の11年ぶりの見直しにあたり、中小企業のODA事業の活用を推進するため、以下を講じられたい。

○政府開発援助（ODA）大綱に、中小企業の製品・技術等の活用推進について明記すること

○「ODAによる途上国支援と中小企業等の海外展開のマッチングのための事業」について、ニーズ調査、案件化調査、普及・実証事業のみならず、その前の検討段階での事業（現地ニーズ等の情報収集や事業パートナー形成、事業計画案の作成など）に対する支援を拡充すること

#### ④中小・中堅企業の海外展開に資する、TPPなどの広域経済連携協定の推進

(主な要望先：TPP政府対策本部、経済産業省、外務省、財務省、農林水産省)

中小・中堅企業の海外展開を促進するためには、貿易・投資に係る規制の撤廃や、国ごとに異なる手続の簡素化・調和化などにより、ビジネス環境を整備することが不可欠である。

そのためには、TPP（環太平洋経済連携協定）はもとより、日中韓FTA（自由貿易協定）、日EU・EPA（経済連携協定）、ならびにRCEP（東アジア地域包括的経済連携）などの広域的な経済連携を推進していくことが重要である。

特に、知的財産の保護強化、投資・サービス分野における規制や参入障壁の撤廃、簡素で運用しやすい原産地規則の策定、査証手続きの迅速化、わが国主導の国際規格・認証の確立と普及など、中小・中堅企業の貿易・投資の後押しとなる具体的な成果を、交渉により確保されたい。

また、農林水産業への影響を克服するための大胆な規制緩和、国際競争力強化のための支援策を早期に立案・実行されたい。

#### ⑤海外の特許等の取得・維持および模倣品・海賊版等の知的財産侵害対策への支援

(主な要望先：経済産業省、外務省)

海外における知的財産の権利化・活用および権利の保護を促進するため、以下を講じられたい。

○国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件の緩和、ならびに実用新案、意匠、商標への対象拡大[再掲]

\* 現行の対象：小規模事業者（法人・個人）、事業開始後10年未満の個人事業主および設立後10年未満の資本金3億円以下の法人

○海外の特許取得に係る費用の助成制度（「地域中小企業外国出願支援事業」）について、権利維持費用も助成の対象に拡充すること[再掲]

\* 現行の助成額：出願費用の2分の1・上限300万円、対象：出願関連費用のみ

○ACTAの早期発効および新興国に対する交渉参加への働きかけの強化[再掲]

\* ACTA：偽造品の取引の防止に関する協定。日本、オーストラリア、カナダ、EU（欧州連合）およびEU加盟22カ国、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米国が署名済み。

○海外の工業規格の認証取得に向けた技術支援や改良・試験評価の強化、および認証取得への助成制度の創設[再掲]

\* 海外の工業規格の認証取得を民間に依頼する場合の費用は、500～1,000万円程度。

### 3. 小規模企業の経営力向上と支援機能の強化

(主な要望先：経済産業省、総務省)

#### (1) 小規模企業施策の計画的・安定的な実施

平成26年通常国会で成立した「小規模企業振興基本法」を踏まえ、小規模企業の「持続的発展」を一層図るため、財政上および金融上の措置を拡充する必要がある。については、以下を講じられたい。

### ①小規模企業の「持続的発展」を図るための5カ年計画の策定・安定的な実行、小規模事業者持続化補助金の継続・大幅拡充

小規模企業施策の体系を示す5カ年計画を策定するとともに、計画の実行に向けた、小規模企業向けの補助金、低利融資、保証料の減免制度等を、安定的に実施されたい。

小規模事業者の販路開拓・拡大を支援する小規模事業者持続化補助金について、継続・大幅拡充されたい。

### ②小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度のさらなる拡充[再掲]

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資は、小規模事業者の多様な事業展開を支えるうえで、ますます重要性を増していることから、以下を講じられたい。

○現在講じられている拡充措置(\*1)の恒久化や金利引き下げ、設備資金貸付利率特例制度(\*2)の継続・要件緩和等、制度拡充の推進

\*1：マル経融資の拡充措置（平成27年3月31日まで）

- ・融資金額（1,000万円→2,000万円）
- ・融資期間（運転資金：5年→7年、設備資金：7年→10年）
- ・据置期間（運転資金：6カ月→1年、設備資金：6カ月→2年）

\*2：設備資金貸付利率特例制度

耐用年数を経過した設備の更新等に関する設備資金について、以下のすべての要件を満たす場合は、借入期間の当初2年間に付き0.5%を引き下げ

- ・既存設備の耐用年数が超過しており、同種の新たな設備投資を行うこと
- ・当該企業の総資産の15%を超える設備投資であること
- ・事業計画策定支援および融資後のフォローアップを受けること

○貸付対象について、サービス業のうち特に労働集約的な業種である介護、情報サービス業などは、平成26年1月に拡充された娯楽、宿泊業と同様、従業員基準（5人以下）を緩和し、従業員5人超20人以下の事業者に拡大するとともに、特定非営利活動法人（NPO法人）等を追加すること

### ③「施策マップ」の活用促進

国・都道府県・市区町村それぞれが実施する施策の連携・協力の推進を目的として策定された「施策マップ」について、活用促進に向け、継続・拡充を図られたい。

## （2）商工会議所を中核とした支援体制整備の推進

平成26年通常国会において、商工会議所等を小規模企業支援の「中核」と位置付ける「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」（小規模支援法）が成立した。小規模企業の事業継続や経営力の向上を図るとともに、地域経済のセーフティネット機能をも果たしている経営改善普及事業の意義、経営指導員が果たすべき役割、事業者からの期待は、一段と大きくなっている。については、以下を講じられたい。

○商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的な確保・増額に向けた都道府県への働きかけの強力な実施および地方交付税等国の支援の拡充

- 「経営発達支援計画」の実行を促す支援策の創設
- 「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会議所等の支援を受け、経営計画を策定・実行する小規模事業者への融資における金利減免措置等
- 経営指導員等の研修の充実

#### 4. 中小企業の基盤強化・事業環境整備

##### (1) 消費税、原材料価格等の円滑な価格転嫁と中小企業の仕事確保等

###### ①消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策の徹底

(主な要望先：経済産業省、財務省、公正取引委員会、消費者庁)

再度予定されている消費税率引き上げは、「1年半という短期間で2段階の引き上げ」という点で、過去の引き上げと異なることから、中小企業の価格転嫁がより一層深刻な問題となることが強く懸念されている。

については、価格転嫁対策特別措置法に基づき、引き続き、徹底した広報をはじめ、実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。

###### ②原材料価格等の円滑な価格転嫁を図るための「下請法」の厳格な運用

(主な要望先：経済産業省、公正取引委員会)

産業活動が円滑に行われるためには、適正な取引が確保される仕組みが必要である。消費税率引き上げに加え原材料価格の高騰、電気代の値上げ、人件費の上昇で、中小企業は高コストの環境にあり、下請取引適正化の実効性を一層高めていくことが不可欠である。

については、以下を講じられたい。

- 立入検査を含む「下請法」(下請代金支払遅延等防止法)の一層厳格な運用(\*)

\* 平成25年度の指導件数4,949件(過去最多を4年連続で更新)

- 下請ガイドラインの一層の周知徹底、実効ある活用と定期的な効果の検証

###### ③中小企業の官公需受注機会の十分な確保と確実な実行

(主な要望先：経済産業省、総務省ほか各府省庁)

中小企業にとって、仕事の確保は極めて重要な経営課題である。

については、国は「中小企業者に関する国等の契約の方針」(\*1)の策定など、中小企業の官公需受注機会の確保に努めているところであるが、引き続き、十分な事業枠の確保とその確実な実行を図られたい。

また、地方自治体においても、地域の中小企業からの優先的な調達や適正な価格での発注がなされるよう、喚起されたい。

国の物品や資材調達において、一定の時間内に繰り返し最安値を競わせる「競り下げ方式」が平成23年度から試行されたが、利益度外視の競争を招くとともにデフレからの脱却の阻害要因ともなるため、中小・小規模事業者への影響を検証し、競り下げ方式による公共入札制度を見直されたい。

\*1：平成25年度の目標56.6%、実績53.7%、平成26年度の目標56.7%(過去最高)

\*2：「競り下げ試行の検証結果」(平成25年5月)

#### ④独占禁止法審査手続きの明確化・適正化

(主要要望先：内閣府)

談合やカルテル等は、中小企業に不当な損害を与えかねないため、独占禁止法の審査・執行は、厳格に行われなければならない。しかし、中小企業にカルテル等の疑いが生じた際には、公正取引委員会による審査手続に対し、事業活動への影響を最小限に留める対応を行うことが困難であるとの指摘がある。

については、独占禁止法の審査に際し、企業に対し適正手続を保障する観点から、以下の方策を導入されたい。

- 立入調査時に提示する被疑事実の告知書への、調査の法的性質や調査対象範囲のわかりやすい記載、弁護士選任に関する事項の明示
- 証拠資料の提出命令の範囲の最小化、重要書類の当日謄写の権利の確保
- 事情聴取の任意性を確保するための、黙秘権の導入ならびに可視化の推進
- 事情聴取時の弁護士の立会いの容認、弁護士からの法的助言を保護する方策の導入

#### ⑤中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及・推進

(主要要望先：経済産業省、金融庁)

中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）を通じて、自社の経営状況の把握および経営力や資金調達力の向上を図ることができるよう、官民一体となった普及・活用の促進策として、以下を講じられたい。

- 中小会計要領を活用することの意義・メリット等についての徹底した広報活動
- 民間金融機関に対する、中小会計要領を利用する中小企業へのインセンティブ措置拡充に向けた働きかけ
- 各省庁における、法律による計画認定・補助金等の募集において中小会計要領に従った計算書類の提出のさらなる奨励

#### ⑥経営力向上につながる専門家相談・派遣の拡充

(主要要望先：経済産業省)

ITシステムに専門家データベースを構築・使用し、中小企業・小規模事業者と専門家とのマッチングや専門家派遣を行う「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」について、中小企業の様々な経営課題に対応するため、専門家派遣回数（1企業年間3回）・謝金上限（1時間5,150円、1日30,900円）を拡充されたい。

### (2) 安全性を前提とした低廉かつ安定的な電力・エネルギー供給の実現

(主要要望先：経済産業省、環境省)

#### ①「安全が確認された原子力発電の再稼働」の早期実現

原子力を火力で代替するための燃料費負担は、年間3.6兆円にも上っており、電気料金上昇の大きな要因となっている。また、化石燃料依存度の上昇は、エネルギー安全保障上のリスクをかつてなく増大させ、CO2排出量の大幅な増加により地球温暖化問題への対応にも深刻な影響を与えている。

については、原子力規制委員会は、人員体制のさらなる強化はもとより、審査の効率性・予見可能性の向上、処理期間の明確化を図り、安全性確保を大前提に、審査プロセスを最大限加速すべきである。

また、国は、立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、再稼働の必要性を明確に説明すべきである。

## ②再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し

国産エネルギー源の確保等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要がある。そのため、高コスト・出力の不安定性などの課題克服に向け、官民の資源を集中し、研究開発を戦略的に進めることが重要である。

固定価格買取制度については、導入3年目の賦課金総額がすでに約6,500億円に達している。現行制度を放置すれば、今後も急速に国民負担が増大し、かつ長期間にわたって固定化されることとなる。そのため、買取価格の引き下げにとどまらず、国民負担の上限設定、コスト低減や研究開発のインセンティブ付与などを検討し、負担の軽減に向け、早急に抜本的な見直しを行うべきである。

## ③中小企業の省エネ支援策の拡充

中小企業における省エネの推進は、エネルギー需要の減少に寄与するのみならず、コスト削減による経営改善策としても重要である。しかし、中小企業が、省エネ等の企画・実行に人員を割くことは難しく、また、自社の電力使用量の把握や、節電可能な作業工程の見極め等に必要な知識に乏しい場合が多い。

については、中小企業の省エネへの取り組みを推進するため、省エネルギー対策導入促進事業における無料省エネ診断・無料節電診断について、以下のとおり拡充されたい。

○日数の拡充(\*1)

○対象事業者の要件緩和(\*2)

\*1：現行、原則として各1日とされている。

\*2：無料省エネ診断は、中小企業で、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が100k1以上1,500k1未満の工場・ビル等の施設が対象。無料節電診断は、契約電力50KW以上の高圧電力または特別高圧電力契約者の工場・ビル等の施設（エネルギー管理指定工場を除く）および中小企業のエネルギー管理指定工場が対象。

また、エネルギー使用合理化等事業者支援事業をはじめとする省エネ関連設備の導入支援について、継続・拡充されたい。

## (3) 企業活動を阻害する公的負担の軽減、中小企業の負担増となる税制改正は断固反対 (主な要望先：経済産業省、厚生労働省、財務省、総務省)

### ①社会保障制度の重点化・効率化を軸とした改革推進、中小企業の負担軽減

急速な少子高齢化の進展に伴う企業の社会保険料負担の増加は、企業経営の大きな圧迫要因となっている。特に、保険料収入の4割を超える被用者保険から高齢者医療への拠出金負担は過大であり、際限のない健康保険料の上昇を招いている。

については、前期高齢者医療への新たな公費投入や拠出金負担に一定の上限を設

ける等の措置を、早急に講ずべきである。

また、こうした被用者保険の負担増を抑制する手段のない、後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入は、本来国が負うべき財政責任を特定の組合健保に肩代わりさせるものであり、断固反対する。

あわせて、協会けんぽへの国庫補助率（現行 16.4%）は速やかに法定上限の 20% に引き上げるべきである。

年金制度については、持続性を高めるため、マクロ経済スライドの名目下限ルール撤廃による給付抑制、労働規制ではない高齢者の雇用環境整備を前提とした年金支給開始年齢の引き上げなどの改革を推進されたい。

## ②国際競争力強化のための法人税率の引き下げ

経済の好循環実現に向け、地域経済を牽引する中小企業の成長に大きく寄与する法人実効税率の海外主要国並み 20% 台への引き下げが必要である。

同時に、中小企業ならびに中小企業組合の軽減税率についても、アジア諸国をはじめとする海外との競争に打ち勝てる水準へ拡充（税率 10% まで引き下げ、適用所得金額の拡大）すべきである。

## ③外形標準課税の中小企業への適用拡大等は断固反対

法人税率引き下げの代替財源の議論にあがっている法人事業税の外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する。

地域の雇用を支え、労働分配率が 8 割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人 177 万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する。

また、欠損金繰越控除の利用制限（92 万社の利用企業が増税）や、中小法人向け租税特別措置の利用制限、留保金課税の中小企業への拡大など、中小企業にこれ以上の負担を課すことは反対である。

## ④複数税率・インボイス導入断固反対

複数税率・インボイスの導入は、社会保障財源が失われることから、国民や将来世代に別の負担が生じるうえ、低所得者対策としての効果が薄く、新たに区分経理事務の発生や簡易課税の複雑化、免税事業者の取引からの排除等、中小企業にとって新たに複雑な事務負担を強いることから、断固反対する。

### Ⅲ. 東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現を

#### 1. 復興加速の基盤となる支援の強化

(主な要望先：復興庁、国土交通省)

被災地では、被災企業の事業再開や用地確保の難航など、従前からの課題が解決していないことに加え、資材価格の高騰や建設労働力不足などの新たな課題に直面している。復興の実現には、なお相当の時間を要する状況にあることから、本格復興を可能な限り早期化するため、以下を講じられたい。

- 平成 27 年度末までとされている「集中復興期間」の延長または同等の支援の継続
- 平成 27 年度末までとされている「復興交付金」の継続
- 鉄道路線の早期復旧に向けた、迂回路用地確保や土地のかさ上げなど、原状復旧以外の費用に対する財政的支援の拡充
- 常磐自動車道、復興道路、復興支援道路の完成時期前倒しに向けた支援の拡充
- 被災港湾や漁港、津波防護施設、海岸保全施設等の早期復旧および重要港湾の機能拡充のための支援の拡充

#### 2. 中小企業の経営再建の加速化への支援

(主な要望先：復興庁、経済産業省)

生産設備や販売・流通網等が甚大な被害を受けた被災企業が、仮営業ではなく、本格的な事業再開を早期に果たすことができるよう以下を講じられたい。

- 「グループ補助金」の継続および価格高騰分に対する補助の拡充、事業完了まで補助繰越を可能とする措置や設備高度化を支援対象とするなど、復興の段階に即した支援制度への改善
- 大都市等でのアンテナショップの設置、被災地での商談会の開催等における被災者側（サプライヤー）および支援者側（バイヤー）への支援措置（交通費、宿泊費等に対する補助など）の拡充
- 復興の進展に伴う商業機能再生へのニーズに対応するための「商業施設等復興整備事業」の拡充
- 農林水産物の販路回復・拡大に向けた、科学的根拠に基づく安全性に関する正確な情報発信を含めた国内外への周知・プロモーション活動の強化
- 「東日本大震災復興支援貸付」、「被災事業者経営改善貸付（災害マル経）」等の資金繰り支援の継続、「産業復興機構」、「東日本大震災事業者再生支援機構」の再生支援に係る債権買取期間の延長などの万全な対応
- 被災地での人材不足に対する支援措置の拡充および定住人口拡大に対する支援策の創設
- 商工会議所会館など地域再建の中核を担う拠点施設への支援の拡充

### 3. 福島再生に向けた早急かつ着実な支援の実施

(主な要望先：復興庁、経済産業省)

福島県は、今なお深刻な風評被害、住民の健康管理問題、汚染水漏れ問題など困難な課題に直面しており、13万人以上の住民が避難生活を強いられている。

国においては、避難指示の解除、生活再建の早期実現を図るとともに、産業や雇用を中長期、広域的に振興していく復興の将来像の具体化に向けて、包括的な取り組みを進める必要がある。そのため、以下を講じられたい。

- 国内外のあらゆる風評被害の払拭に向けた啓発活動およびプロモーション活動の強化
- 国の責任の下での早急かつ着実な汚染水処理の実施
- 国の責任の下での中間貯蔵施設の早期整備
- 合理的な目標設定に基づく迅速な除染の実施
- 福島県内における産業集積形成、既存企業の生産拡大等に資する「ふくしま産業復興企業立地補助金」、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充
- 帰還者向けの住宅整備や健康相談員の配置など住民の生活環境向上や健康不安払拭に資する「福島再生加速化交付金」の継続・拡充
- 原子力損害賠償の公正で着実な実施の確保

以 上